

岩倉市予防接種助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき岩倉市が実施する予防接種を受けることができなかつた者に対し、予防接種に係る費用（以下「費用」という。）を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることができる者は、予防接種を受ける日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市の住民基本台帳に記載されている者で、次に掲げるものとする。

(1) 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）

第3条第1項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）及び新型コロナウイルス感染症を除く。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者であつて、疾患等の理由により、岩倉市が実施する予防接種以外の方法で予防接種を受けることが適切であると市長が認めたものの保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）

(2) 令第3条第1項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）及び新型コロナウイルス感染症に限る。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者であつて、疾患等の理由により、岩倉市が実施する予防接種以外の方法で予防接種を受けることが適切であると市長が認めたもの

(3) その他やむを得ない事情があると市長が認めた者

(申請)

第3条 助成を受けようとする者は、あらかじめ岩倉市予防接種助成申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、予防接種を受けた日から起算して3月以内に申請することができる。

(助成決定等)

第4条 前条の規定による申請があつたときは、市長は速やかにその内容等を審査し、適当と認めた場合は岩倉市予防接種助成決定通知書（様式第2）により、不適当と認めた場合は岩倉市予防接種助成却下通知書（様

式第3)により申請した者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第5条 前条の規定により助成決定を受けた者は、当該助成決定に係る予防接種を受けたときは、次に掲げる書類を添えて、岩倉市予防接種助成金請求書(様式第4)を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 当該予防接種に係る領収書

(2) 予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第4条第1項若しくは第2項に定める予防接種済証又は同条第4項に定める母子健康手帳

2 前項の規定により請求ができる金額は、費用として医療機関に支払った金額又は岩倉市が一般社団法人岩倉市医師会との間に締結した契約に基づく1回当たりの予防接種の委託料の金額のいずれか低い金額から自己負担額を控除した金額とする。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、速やかに支払うものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(費用の請求及び支払の特例)

2 第5条第2項の規定にかかわらず、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に限り、インフルエンザ予防接種について請求できる金額は、費用として医療機関に支払った金額とする。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。